指定証記載事項変更届出書

覚醒剤取締法第３０条の５において準用する同法第１２条第３項の規定に　より、覚醒剤原料研究者の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を　　添えて届け出ます。

　　年　　月　　日

住　所

氏　名

千葉県知事　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定証の番号 | 第　　　号 | 指定年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 変更すべき事項 |  |
| 変更前 | 研究所の名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 氏　　　　名 |  |
| 変更後 | 研究所の名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 名　　　　称 |  |
| 変更の事由及びその事由の発生年月日 | 　　年　　月　　日 |

担当者名

電話番号